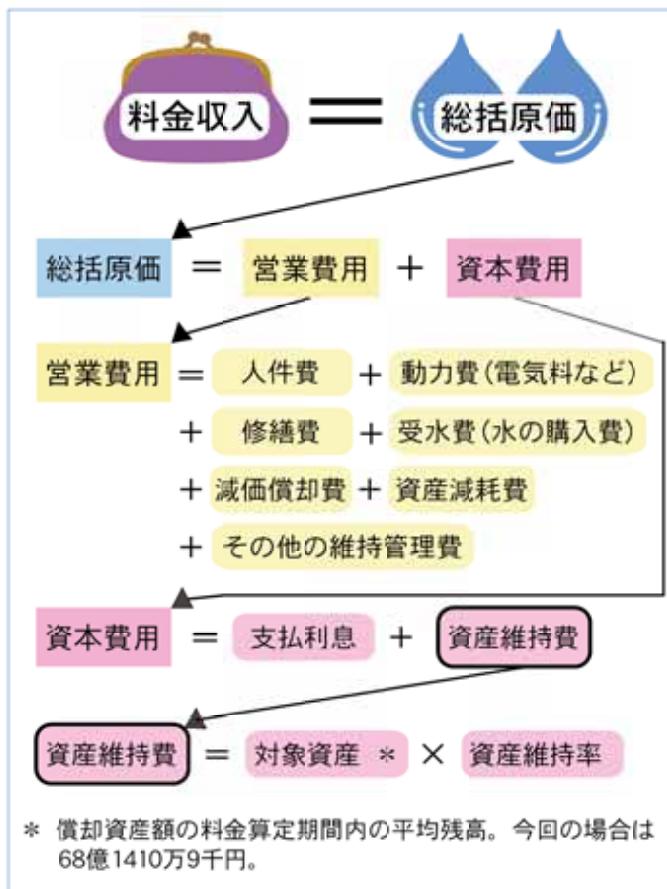


(表2) 水道料金の決まり方



改定案の算定期間は5年間

多くの市町村では、社団法人日本水道協会が定めた水道料金算定期間を参考にして料金算定期間を策定しています。(日本水道協会は、水道事業の経営や水道の技術および水質問題について調査研究を行うなど、全国の水道事業者の諸問題解決のために活動する公益法人です)

日本水道協会では、料金算定期間の基準を「おおむね3～5年」としています。つまり、3年から5年ごとに料金の見直しを行うということですが、旧相良町は平成5年以降、旧榛原町は平成6年以降に料金の見直しを実施していないため、市には料金算定期間に当たつての考え方をまとめたものがありますでした。

そこで、市の料金算定期間を策定し、改定案を検討することになりました。水道事業の経営健全化を図るために設置された市水道事業審議会で協議した結果、算定期間は「5年間」と決定しました。

算定期間は総括原価方式

水道料金は、能率的な経営をしている場合の適正な営業費用に、安定給水のための施設維持などに必要な資本費用を加えて算出する、いわゆる総括原価方式に基づいて設定されます。(表2)

総括原価の内訳は、受水費や人件費、減価償却費などの営業費用と、借り入れ金の支払利息や施設を維持したり更新したりするために必要な資産維持費といった資本費用からなります。この総括原価の金額と、同じ金額になるよう料金収入の金額が決められます。

今回の場合は、算定期間となる平成24年度から28年度までの5年間に必要な全ての経費を算出し、その額と5年間分の料金収入が同じになるよう算定が行われました。

受水費や減価償却費、支払利息などは固定的な費用であるため、総括原価の算出に当たっては、資産維持費をどの程度確保するのかが最大の課題になりました。

ところで、資産維持費とはどんな経費なのでしょう。例えば、耐用年数40年の水道管を80万円で埋設した場合、40年後に更新するときに80万円で同じものを埋設できるかというと、物価上昇など社会情勢の変化もあるため不可能です。資産維持費はこのような物価上昇や、災害などの緊急事態に対応するための貯金という意味合いの経費です。

表2にあるように、資産維持費は対象資産×資産維持率という計算式で求められます。市の対象資産額は、

約68億円。前出の日本水道協会の料金算定期間では、年間3%の資産維持率を標準としています。しかし、本市の場合は3%では資産維持費だけで年間2億円を超えてしまいます。審議会では、今後5年間に必要な最低限の維持費を確保するための資産維持率について、試算と検討を重ねました。その結果、「年間0.2%」と決定しました。

改定後の事業経営計画は

この総括原価を基に今後の給水人口や水需要の減少などを考慮し、細部にわたる検証とさまざまな議論を重ねた結果、委員全員の賛同を得て改定案が決定しました。この案によれば、算定期間内に約6800万円の純利益が確保できる見込みです。

(表3) 料金改定案に基づく市水道事業経営計画(平成24～28年度)

年度	事業収益	事業費用	純利益
24	1,002,390	975,269	27,121
25	999,790	981,631	18,159
26	997,196	978,790	18,406
27	994,610	990,362	4,248
28	992,030	991,118	912
計	4,986,016	4,917,170	68,846

* 純利益は今後の施設更新費用の財源となります。

(表3)

水道料金改定案を市議会2月定例会に提案

市では、昨年11月の市水道事業審議会からの答申を受けて水道料金改定の作業を進めています。安全で安心な水を皆さんにお届けするための料金改定に、ご理解をお願いします。

問い合わせ 水道課 不知 ☎ 0081

料金引き上げとなる区域は

市では、水道料金の改定(引き上げ)案を盛り込んだ市水道事業給水条例の改正案を、2月27日に開会する市議会2月定例会に提案します。

今回の改定に伴い、料金引き上げの対象となるのは牧之原市上水道の給水区域です。(料金引き上げとなる区域参照)

市議会で承認された場合、新料金は24年6月の請求分から適用されます。一般家庭(口徑13ミリ)で、年度の平均使用水量である22トンを使用した場合、1ヶ月の料金は525円ほどの引き上げになります。

赤字経営の背景にあるもの

昨年の本紙1月号と12月号でもお知らせしたように、水道事業会計は合併以降、平成19年度を除いて赤字経営が続いています。最大の原因は、料金収入の大幅な落ち込みによるもので、金額にして約1億円。その理由は、給水人口の減少、宅配水やペットボトル水および節水機器の普及、企業の水需要の減少であることを説明してきましたが、中でも大きな要因は次の3つです。

①合併時における一般家庭用(13ミリ・20ミリ)の料金調整
「住民負担は低いほう」という合併時の基本的な考え方に基づき、料金の調整を行いました。(表1)この調

整による影響額は、約5000万円です。
②大口需要企業の工業用水道への切り替え(平成20年度以降)
工業用水を導入したことにより、大口需要企業2社が上水道から切り替えました。影響額は約3300万円になります。
③リーマンショック以降の製造業を中心とした事業所の水需要の減少も大きな影響を与えています。23年度はこの問題が特に深刻化しており、22年度よりもさらに3000万円ほど減収になる見込みです。

■料金引き上げとなる給水区域



(表1) 合併時の料金調整(消費税抜き)

■基本料金

	口径	合併前	合併後	(参考)
旧相良町	13ミリ 20ミリ	1,560円	1,400円	1,600円
旧榛原町	13ミリ 20ミリ	1,970円		

■従量料金

	口径	使用水量	合併前	合併後	(参考)
旧相良町	13ミリ 20ミリ	11～25m³ 26～50m³	175円 180円	11～25m³ 150円	11～25m³ 175円
旧榛原町	全口径	11～25m³ 26～50m³	150円 160円	26～50m³ 160円	26～50m³ 180円